

# 70歳以上の医療費の自己負担上限はこう変わる（月額）

朝日新聞 2016年12月15日

## 70歳以上の医療費の自己負担上限はこう変わる（月額）

上段—入院と外来（世帯で合算）

医療費を100万円  
使った場合

下段—外来特例（個人）

年収	現在 → 2017年8月 → 2018年8月		
1160万円以上 (対象28万人)	8万7430円		<b>25万4180円</b>
	4万4400円	<b>5万7600円</b>	<b>25万4180円</b>
770万～1160万円 (18万人)	8万7430円		<b>17万1820円</b>
	4万4400円	<b>5万7600円</b>	<b>17万1820円</b>
370万～770万円 (118万人)	8万7430円	据え置き	
	4万4400円	<b>5万7600円</b>	<b>8万7430円</b>
住民税課税～ 370万円 (1243万人)	4万4400円	<b>5万7600円</b>	
	1万2千円	<b>1万4千円</b>	<b>1万8千円</b>
住民税非課税 (468万人)	2万4600円	据え置き	年額では 14万4千円
	8千円	据え置き	
住民税非課税で 年金80万円以下 など (349万人)	1万5千円	据え置き	
	8千円	据え置き	

70歳以上が支払う医療費の自己負担上限について、政府・与党は15日、年収約370万円未満で住民税を払っている人の外来医療費分を段階的に引き上げることで合意した。現行の月1万2千円が、2017年8月から月1万4千円、18年8月から月1万8千円になる。年額の上限も新たに設け、14万4千円とする。

医療費は高額療養費制度によって、収入に応じて毎月の自己負担額の上限が定められている。上限を超えた分は公的な医療保険などが負担する仕組みで、70歳以上は69歳以下より低く設定されている。外来だけの場合は、さらに上限が低くなる「外来特例」もある。

今回合意したのは、年収約370万円未満で住民税を払っている70歳以上の人（東京23区で単身の場合、年金収入だけなら年155万円以上）。対象者は約1243万人に上る。厚生労働省は外来特例の上限を2万4600円に倍増させる案をまとめたが、公明党が強く反発。調整の結果、引き上げ幅を圧縮したうえで年額の上限を設け、長期間の治療

が必要で毎月の医療費が高額になる人は値上げにならないようにした。

## 医療・介護、高齢者の負担増 一定の所得ある人対象

朝日新聞 2016年12月16日

医療・介護で相次ぐ負担増			
<b>医療</b>			
<b>70歳以上の月額自己負担上限アップ</b>			
年収370万円未満の 住民税課税世帯なら	現在	2017年8月	18年8月
入院+外来の 世帯合算	4万 4400円	→ 5万 7600円	→
個人の外来	1万 2000円	→ 1万 4000円	→ 1万 8000円
<b>75歳以上の保険料軽減の縮小</b>			
年金収入のみで 年211万円の場合	月 4090円	17年度 → 5400円	18年度 → 6290円
<b>入院時光熱水費の自己負担アップ</b>			
		17年10月	18年4月
軽度者	1日 320円	→ 370円	→
中重度者	1日 0円	→ 200円	→ 370円
<b>介護</b>			
<b>大企業社員らの保険料アップ</b>			
健康保険組合に 入っている人なら	月平均 5125円	17年8月～20年度で 段階的に	→ 5852円
<b>利用料の月額自己負担上限アップ</b>			
年金収入のみの単身 で年383万円未満の 課税世帯など	3万 7200円	17年8月から	4万 4400円
<b>現役並み所得の高齢者の自己負担割合を3割に</b>			
年金収入のみで 年383万円以上 の単身者ら	2割	18年8月から	→ 3割

### 医療・介護の負担増

来年度から順次実施される医療と介護保険の制度見直し方針が15日、決まった。70歳以上が毎月支払う医療費の自己負担上限を引き上げるなど、一定の所得がある高齢者にとって負担が増える項目が並んだ。現役世代では、比較的所得が高い大企業の社員らを中心に介護保険料が上がる。

自民党と公明党は15日、それぞれ大筋で了承。政府は22日に閣議決定する来年度予算案に反映させる。

医療分野ではこの日、公明党の反発で調整が続いていた自己負担上限の引き上げ幅が決着した。対象が約1243万人いる年収約370万円未満で住民税を払っている70歳以上（東京23区で単身の場合、年金収入だけなら年155万円以上）は、外来医療費分の引き上げ幅を圧縮。厚生労働省案は現行の月1万2千円を倍増させる内容だったが、2017年8月から月1万4千円、18年8月から月1万8千円と段階的に引き上げる。新しく年額の上限も設け、14万4千円とする。

## 臨時国会閉会

# 強行繰り返す与党・維新に野党と市民の共闘で対決 共通政策へ協議加速も合意

しんぶん赤旗 2016年12月18日(日)

第192臨時国会が17日、閉会しました。9月26日の開会から2度の会期延長で83日間に及び、参院選を受けた本格論戦が繰り返されました。

環太平洋連携協定（TPP）承認・関連法、年金カット法、カジノ解禁推進法などで与野党の対決となり、閣僚や与党議員は「強行採決」をけしかける発言を連発。安倍晋三首相が「わが党においては、結党以来、強行採決をしようと考えたことはない」とうそぶくなかで、強引な議会運営が繰り返され、強権・暴走政治があらわになりました。

日本共産党は▽安倍暴走政治と正面对決し、政治の「チェンジ」を求める論陣を張る▽野党と市民の共同をさらに発展させる国会にする一立場で臨みました。

政府・与党の横暴に、共産、民進、自由、社民の4野党書記局長・幹事長会談などを通じて一致結束して対応。参院でのカジノ法採決をめぐる曲折はあったものの、直後の書記局長・幹事長会談で連携を再確認し、内閣不信任決議案を4野党で共同提出しました。

会期中、解散をめぐるさまざまな動きの中で、総選挙での4野党の選挙協力が注目され、共産党提案の3点▽共通政策▽相互推薦・相互支援▽政権問題での合意一を含めて、4野党で協議することで合意しました。

「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」（市民連合）と4野党との意見交換会も2度開催。4野党の共通政策に関する市民連合からの提案を受け、政党間での政策合意に向けた協議を加速することを確認しました。

論戦を通じて自民、公明、維新の悪政推進ブロックが鮮明になり、総選挙での審判を求める声が強まりました。

## 年金制度改革 土俵整え新たな議論を

北海道新聞 12/18

年金の支給を抑制する新たなルールを盛り込んだ年金制度改革法が成立した。

審議時間は衆院が19時間、参院が22時間だった。関心が高い重要法案にしては短い上に、議論の中身も一向にかみ合わなかったが、与党が押し切った。消化不良に終わった感が否めない。

これでは、国民の中に広がっている年金の将来への不安や不信を拭い去ることはできない。

大切なのは、与野党が現状認識を共有し、よりよい制度の構築に向け議論を重ねることである。

過去には年金を集中審議するため、各党議員による両院合同会議を断続的に開いたこともある。

国会には政局的思惑を乗り越えて、議論の土俵をあらためて整えるよう求めたい。

改革法には、支給額を抑制する方策が二つ盛り込まれた。

賃金や物価の変動に支給額を合わせる「賃金・物価スライド」の見直しと、物価や賃金の伸びよりも支給額を抑える「マクロ経済スライド」の強化だ。

これにより、2021年度以降は賃金が下がれば年金も必ず下がることになる。

国会審議では、政府が「将来世代の給付水準確保のため」と強調したのに対し、民進党などは「年金カット法案」などと反発した。

しかしこれでは、現役世代と現在の受給者の対立をあおるだけに終始してしまう。

そもそも、政府がアベノミクスの成果で賃金が上がり続けることを前提としたのに対し、民進党などはアベノミクス失速を想定した議論を展開した。

土台が違っては、すれ違うのも当然だろう。少なくともお互い、相手の主張に耳を傾ける姿勢が必要だったのではないか。

年金は、現役世代による高齢者への「仕送り方式」である。保険料の担い手が減る中では、ある程度の給付抑制は避けられないのかもしれない。

ただ、制度の持続可能性を求めるあまり、年金が本来果たすべき生活を支える機能を失ってしまったのは、元も子もない。

とりわけ気になるのは、低所得者対策だ。

国民年金は1人当たりの平均受給月額が5万4千円だ。生活保護に依存している人も少なくない。

今後、医療と介護の両面で高齢者の負担増が見込まれている。

国会に求められるのは、年金問題を考える際には社会保障全体も見渡すという、広い視野である。

## 年金滞納者に厳しく対応しても 9割は免除対象者になってしまう皮肉

THE PAGE2016.12.17

年金の滞納が社会問題となっていますが、滞納している人の実に9割以上が、所得が低く、申請をすれば年金保険料の一部あるいは全額が免除される可能性が高いことが明らか

となりました。滞納者に厳しく対応しても年金財政上はほとんど効果がなく、むしろ免除者を増やしてしまうという皮肉な状況です。

## 年金滞納者に厳しく対応しても 9割は免除対象者になってしまう皮肉

塩崎厚生労働大臣は、参院の厚生労働委員会において、年金の滞納者に対する強制徴収は「現実的に困難」であると発言しました。

サラリーマンの場合、年金保険料は基本的に会社を通じて徴収されますから、本人は何も考えなくても給料がもらえる限り、保険料の支払いが滞ることはありません。しかし自営業者、パート労働者などの第1号被保険者の場合には、年金の滞納という状況が発生します。

2014年における第1号被保険者は約1600万人でしたが、このうち完全に納付しているのは約600万人しかおらず、残りは一部納付者、滞納者、免除者（納付猶予者など含む）ということになります。過去2年間、まったく納付していない人は370万人と、全体の2割を超えています。

年金の未納者に対する批判が高まってきたことから政府は強制徴収を進めてきましたが、ほとんど効果は上がっていません。その理由は滞納者の多くが、免除対象者になってしまうからです。

現在の年金制度では所得が一定水準以下の場合には、申請すれば保険料納付が免除となる仕組みがあります。例えば子供が1人いる夫婦の場合、年間の所得が127万円以下であれば保険料は全額免除となります。また、住民税が非課税となる所得もほぼ同水準です。税金が課されない人から保険料を徴収することは難しいですから、この所得水準で保険料納付が免除になるのはやむを得ないでしょう（ちなみに相対的貧困の定義においても年間所得は122万円と計算されます）。

第1号被保険者の属する世帯の所得分布を見ると、100万円未満がもっとも多く全体の25%を占めており、続いて200万円未満が16.3%となっています。先ほど未納者は2割を超えていると書きましたが、その約半数がこの年収200万円未満の世帯です。未納者の中には、保険料免除の制度を知らない人が一定数存在するはずですから、役所が督促して正式に手続きをすると、結局は免除対象者（一部免除含む）になってしまうというケースが多いと思われます。

日本人は基本的に従順な国民ですから、税金など公的な支払いについては何の疑問も持たず、支払い義務があると考えの人がほとんどです。こうした風土の中で未納になっているというのは、払いたくても払えないというのが実態でしょう。

一方で、第1号被保険者には開業医や弁護士など所得の高い人も含まれます。未納者の約7%は年収700万円以上の世帯ですが、この収入になると払いたくても払えないという人は少ないでしょう。実際に、世帯年収1000万円以上の未納者の理由をみると、25%が「年金制度や厚労省を信用できない」「保険料と比べて、もらえる年金が少ない」となっています。（The Capital Tribune Japan）